

企業における防災対応について

中部経済界での検討

- 有識者、経済界、地方公共団体等からなる検討会を設置
- 中部経済連合会等の協力を得て、30社にヒアリングを実施
- ヒアリング結果や、中部経済連合会等が実施したアンケート結果を踏まえて、企業における新たな防災対応について整理

検討の目的

中部経済界を対象として南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった場合の新たな防災対応の検討の道筋や課題等を整理する

検討方法

企業ヒアリングの実施結果や中部経済連合会等が実施したアンケート結果を踏まえて、企業における新たな防災対応等について整理する

検討会の開催状況

	開催日時	主な検討内容
第1回	平成29年11月15日(水)	事業者に対するヒアリング案
第2回	平成29年12月20日(水)	ヒアリング結果の中間報告
第3回	平成30年 2月21日(水)	ヒアリング結果の報告、中部経済連合会等実施アンケート結果
第4回	平成30年 3月20日(火)	ヒアリング結果・中部経済連合会実施アンケートのまとめ
第5回	平成30年 5月15日(火)	企業の防災対応を検討する上での判断の考え方
第6回	平成30年 6月20日(水)	企業における防災対応について

南海トラフの地震観測に基づく新たな防災対応中部検討会 構成員(H30.6.20現在)

静岡大学 防災総合センター長
愛知工業大学 地域防災研究センター長
中部経済連合会 社会基盤部長
静岡県 危機管理監
愛知県 防災局長
名古屋市 防災危機管理局长
経済産業省中部経済産業局 総務企画部長
あいち・なごや強靱化共創センター センター長
あいち・なごや強靱化共創センター 特任教授
国土交通省中部地方整備局 企画部長
内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)

岩田 孝仁
横田 崇
福村 隆宏
杉保 聡正
相津 晴洋
酒井 康宏
鈴木 幸浩
福和 伸夫
新井 伸夫
岩田 美幸
廣瀬 昌由

【事務局】

内閣府政策統括官(防災担当)
国土交通省中部地方整備局企画部防災課
あいち・なごや強靱化共創センター



検討会の様子

ヒアリング対象企業の選定

- 大規模地震対策特別措置法(以下、「大震法」という)で地震防災応急対策が求められている業種を念頭に、中部経済連合会等の協力を得て、ヒアリング対象企業を選定

- 大震法に基づく地震防災応急対策が求められている業種※を念頭に、中部経済連合会等の協力を得て企業を選定

大震法で地震防災応急計画の策定が義務付けられている事業者・管理者(第7条第1項)

- ①病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
 - ・地震に伴い他に大きな被害をもたらす可能性を内在しているもの
鉱山、貯木場、人に危害を加える恐れのある動物がいる動物園、1000人以上の工場等
 - ・不特定ではないが行動能力に欠ける者等を多数収容にしているもの
学校、社会福祉施設
 - ・公益性が高く地震防災応急対策や災害応急対策を実施するうえで他に大きな影響を与える蓋然性がある
地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン

- 業種の選定にあたっては、上記に加え、以下の視点も踏まえることとした
 - ・ 経済活動の維持の観点から特に重要な事業
 - ・ 発災直後の復旧・救援に特に重要な事業
- 以上の視点を踏まえ、以下の業種から計24社を選定し、あいち・なごや強靱化共創センター及び中部経済連合会にも同行していただき、ヒアリングを実施
 - ・ 百貨店等 4社
 - ・ 石油・化学 2社
 - ・ ライフライン等 6社
 - ・ 大規模な工場 7社
 - ・ 物流・建設等 5社
- さらに、津波の到達が早い地域の企業や、中小企業にもヒアリングを実施(6社)

- 各企業の地震防災対策の実施状況や、南海トラフ地震が発生した場合に想定される被害を確認した上で、南海トラフ地震情報が出された時に、どのような対応が考えられるか等をヒアリング

- 地震防災対策の実施状況

以下の観点から耐震化等の防災対策の実施状況

- ・ 従業員、利用者の安全の観点
- ・ 経済被害軽減のための事業継続の観点

- 想定される被害、事態

防災対策の実施状況を踏まえて

- ・ 想定される人的被害
- ・ 想定される経済被害、事態

- 「新たな防災対応」について

各ケース毎に、気象庁から南海トラフ地震情報が出された時に、以下の観点から考えられる「新たな防災対応」、その継続期間、対応を実施する場合の課題や懸念事項

(前提条件: 交通機関、ライフライン、関連企業、官公庁は通常通り)

- ・ 従業員の安全確保の観点
- ・ 経済被害軽減等の観点

併せて、前提条件のうち崩れると影響が大きいと考えられる条件、「新たな防災対応」を実施した際に想定される社会への影響

- 「新たな防災対応」に関する意見等

- ・ 「新たな防災対応」を具体的に考えていく上での懸念
- ・ 行政に対する要望や意見

中部経済連合会等のアンケート調査概要

○ 中部経済連合会等が南海トラフ地震対策の推進に向けて実施したアンケートの一部を活用

調査概要	南海トラフ大地震の被害を最小限に食い止める普段からの備えの推進に向け、何が課題であるかの把握を目的に、中部経済連合会、岡崎商工会議所、豊田商工会議所、四日市商工会議所の会員に対して、現在の防災・減災対策の取組状況について調査
対象	伊勢湾、三河湾の沿岸地域から内陸に広がる地域に所在する中小企業・製造業を中心とした企業
配布数	中部経済連合会、岡崎商工会議所、豊田商工会議所、四日市商工会議所の協力のもと、それぞれの会員企業等合計約13,994 社 (中部経済連合会:670 社、岡崎商工会議所:4,008 社、豊田商工会議所:5,566 社、四日市商工会議所:3,750 社)
実施期間	2017年9月28日～2017年10月31日
回収数 (回収率)	1,950 社／13,994 社(全体回収率13.9%) 中部経済連合会 :33.7%(226 社/670 社) 岡崎商工会議所 :13.3%(534 社/4,008 社) 豊田商工会議所 :12.6%(699 社/5,566 社) 四日市商工会議所:12.4%(464 社/3,750 社)

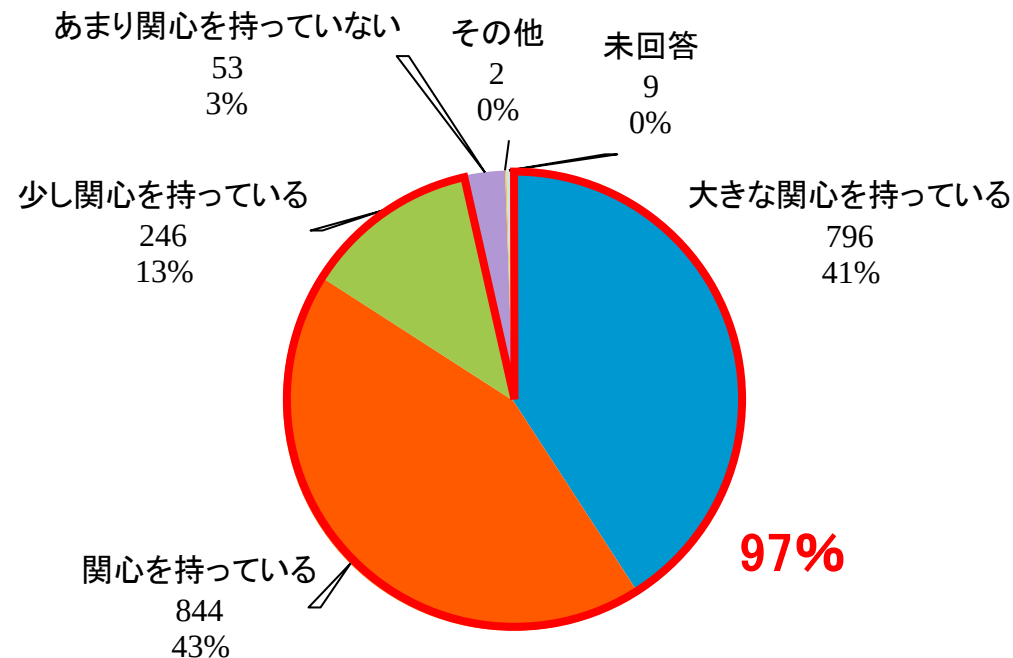
※中部経済連合会提言冊子調査概要より

企業における大規模地震への関心

- 将来予測される大規模地震への関心を持つ企業は97%で、程度の違いはあるが、ほぼ全ての企業が関心
- 地震被害に対する問題意識については、程度の違いはあるが、問題を感じている企業は98%であり、ほぼ全ての企業が問題と認識

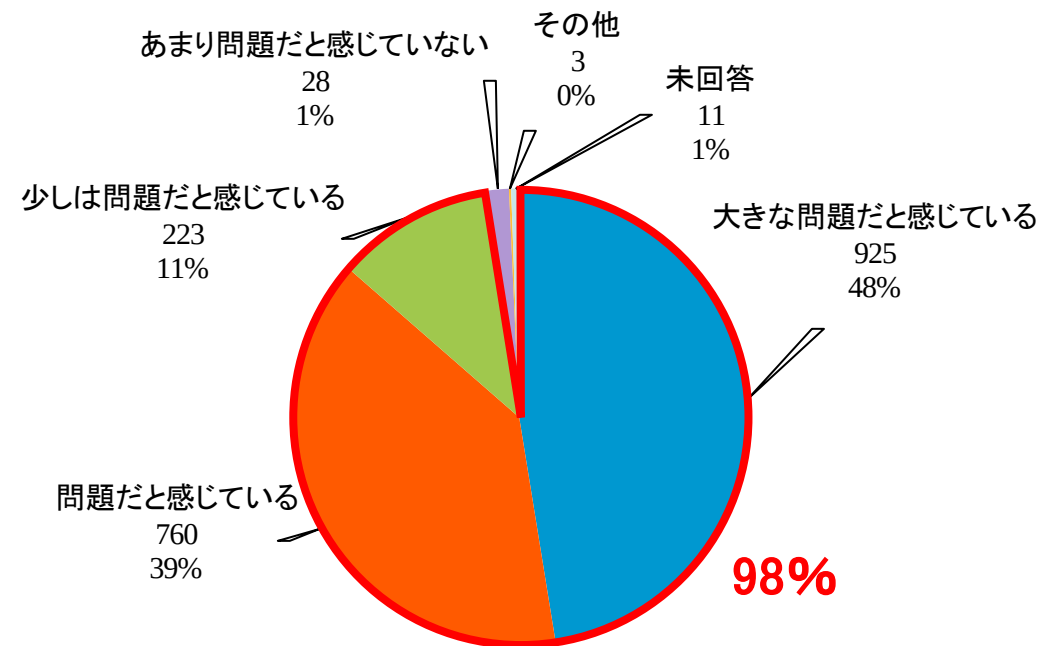
大規模地震への関心

(n=1,950)



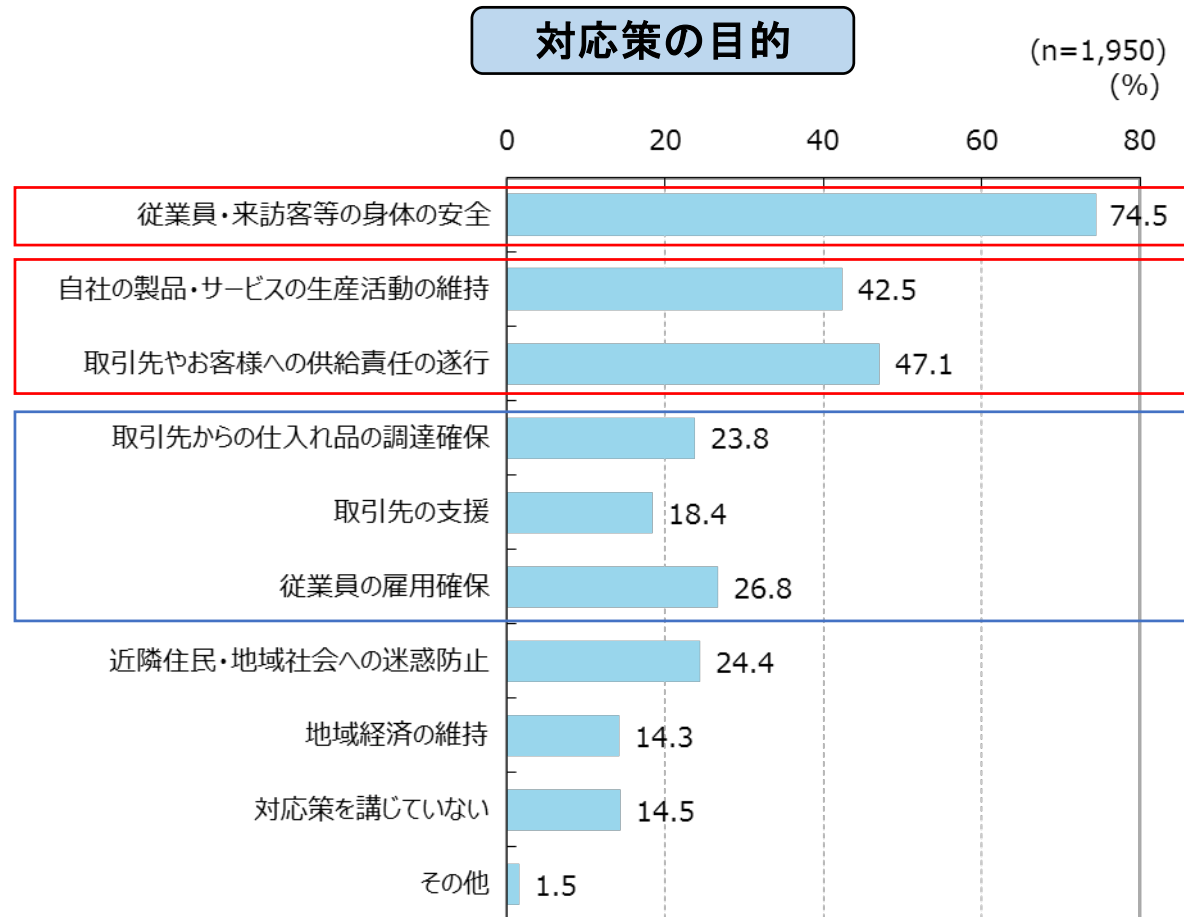
地震被害に対する問題意識

(n=1,950)



企業における対応策の目的

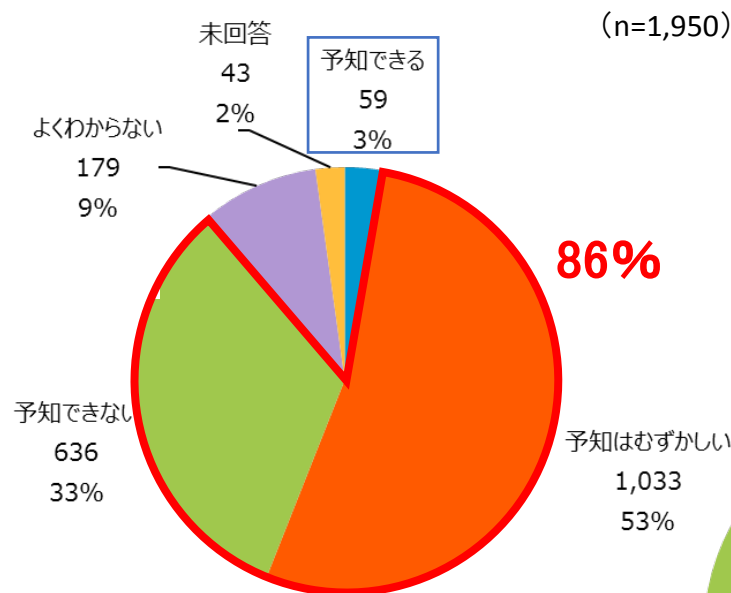
- 地震への対応策の目的については、7割以上の企業が従業員・来訪客の身体の安全と回答したほか、半数近い企業が生産活動の維持や供給責任の遂行と回答
- 一方、事業継続のための取引先からの調達確保や取引先の支援、従業員の確保等まで見据えている企業は2割前後



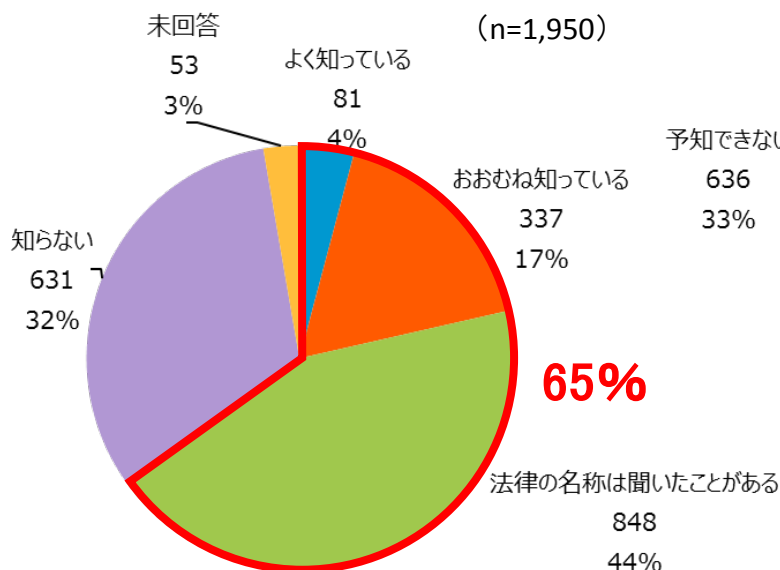
企業における地震予知と過去の南海トラフ地震等に対する認識

- 大震法について、65%の企業が知っていると回答
- 地震予知についての認識は、予知できると考えている企業は3%と少なく、地震予知は難しい・できないと考えている企業は86%と多い
- 過去の南海トラフ地震が時間差で連続して起こったことについて「知っていた」と回答した企業は51%

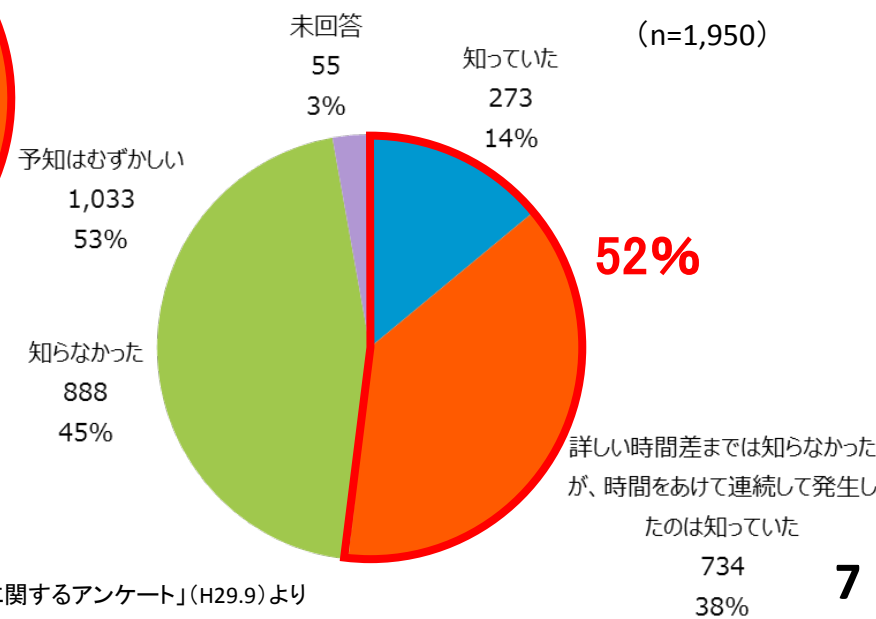
地震予知についての認識



大規模地震対策特別措置法に対する認識



過去の南海トラフ地震についての認識



企業における地震対策①

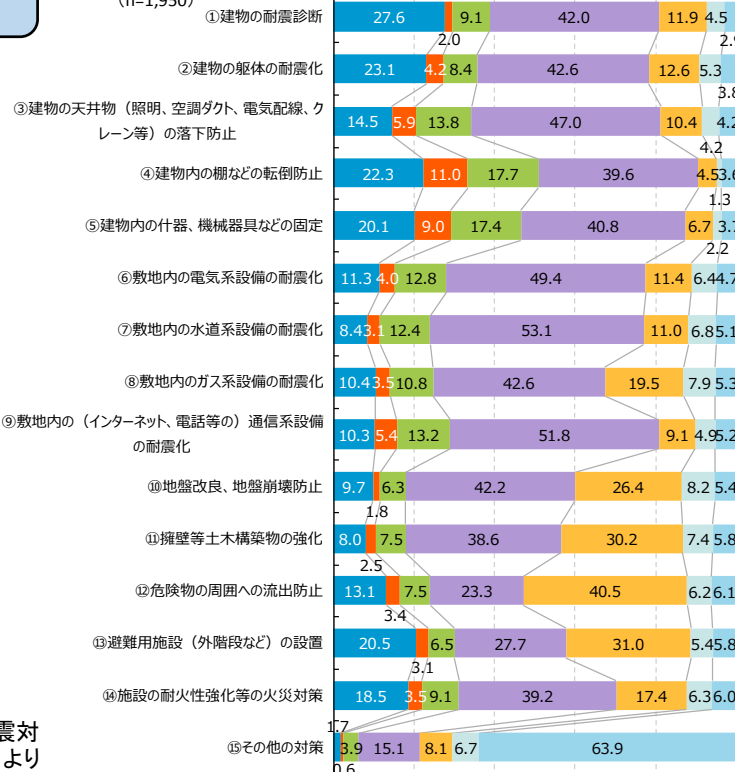
○ 企業の耐震対策はまだまだ途上

○ 大震法で地震防災応急計画の策定を求めている従業員1,000人以上の工場においては、地震対策が進められており、例えば耐震化は約9割（現在実施中を含む）で実施

地震防災対策の実施状況

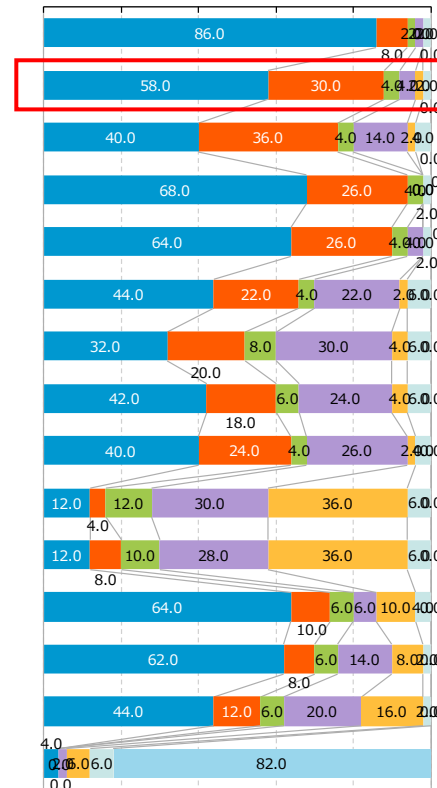
【全体】

(n=1,950)



【工場（1,000人以上）】

(n=50)



「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」抜粋

工場等で勤務人員が千人以上のものについては、当該工場等に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する地震予知情報等の伝達方法及び従業員等の退避安全確保のための措置について、その具体的内容を明示するものとする。

この場合において、当該工場等の置かれている位置、周囲の状況、退避ルート等を勘案して防災要員を除く従業員等の工場からの退避、帰宅等の行動計画を明示するものとする。

ヒアリングで得られた具体的意見:

- ・ 建物の耐震化や什器、棚類の固定を実施【各業種共通】
- ・ 施設の耐震強化、通信設備の冗長化および電源強化を実施【ライフライン等】
- ・ 保有社宅の耐震診断を実施し、耐震性の確保を確認【ライフライン等】

- 大震法で地震防災応急計画の策定を求めている石油や高圧ガス等を扱う施設においては、感震計の設置や緊急地震速報の活用により、地震発生後速やかに危険回避をするための取組が進められている

LPガスプラントにおける地震対策の概要

2-4 供給管・配管	2-5 燃焼器具	2-6 安全機器の設置
(1) 適切な間隔で供給管・配管の支持を強化する。 (2) 供給管・配管は不必要な埋設は避け、やむを得ず埋設を行う場合はPE管等可とう性のある材料を導入する。	(1) 燃焼器具は、水平な場所に安定した状態で取り付ける。 (2) 移動式ガストーブは、転倒遮断機能を有するものを使用する。 (3) 固定式燃焼器具の落下・転倒防止策を講じる。	(1) 感震器内蔵のマイコンメータ又は対震自動ガス遮断器を設置する。 (2) 大量ガス漏れ防止策として、ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホースを設置する。 (3) 1,000Kg以上の容器置場については、容器収納庫内に対震自動ガス遮断器を設置する。

LPガス災害対策マニュアル(改訂版)H28.9 経済産業省、高圧ガス保安協会より抜粋

「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」抜粋

2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設関係

- (1) 地震が発生した際に生ずる可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止、落下、転倒その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、時間帯に応じ具体的に明示するものとする。

この場合、定めるべき内容は、当該施設の内外の状況を十分に勘案し、社会的に妥当性があるものであるとともに技術的に妥当といえるものとする。

また、実際に動員できる要員体制を踏まえるとともに、作業員の安全を考慮した十分な実行可能性を有するものとする。

- (2) 発災に備えて、施設内部における消防等の体制として準備すべき措置の内容、救急要員、救急資機材の確保等救急体制として準備すべき措置の内容を明示するとともに、必要がある場合には施設周辺地域の居住者等に対して適切な避難等の行動をとる上で必要な情報を併せて伝達するよう事前に十分検討するものとする。

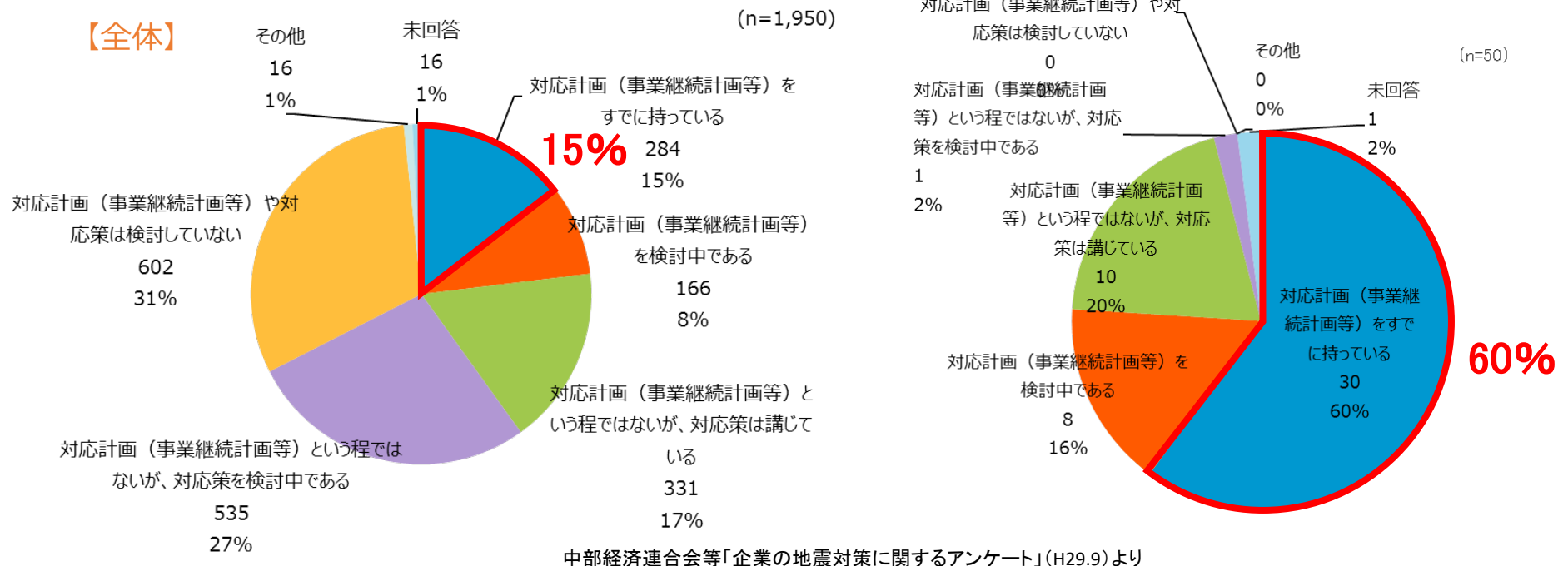
ヒアリングで得られた具体的意見(地震計や緊急地震速報を用いた対策):

- 感震計による装置の停止【石油・化学】
- 緊急地震速報を活用した設備の緊急停止【石油・化学】

企業における地震対策③

- 事業継続計画(BCP)策定済みの企業は全体で15%であるが、1,000人以上の大規模な工場では、60%が既に作成しており、比較的策定が進んでいる

事業継続計画(BCP)等の策定状況等



ヒアリングで得られた具体的意見:

【被害軽減のための取組】

- ・ 施設の耐震強化、通信設備の冗長化および電源強化【ライフライン等】(再掲)
- ・ 緊急地震速報を活用した設備の緊急停止【石油・化学】(再掲)

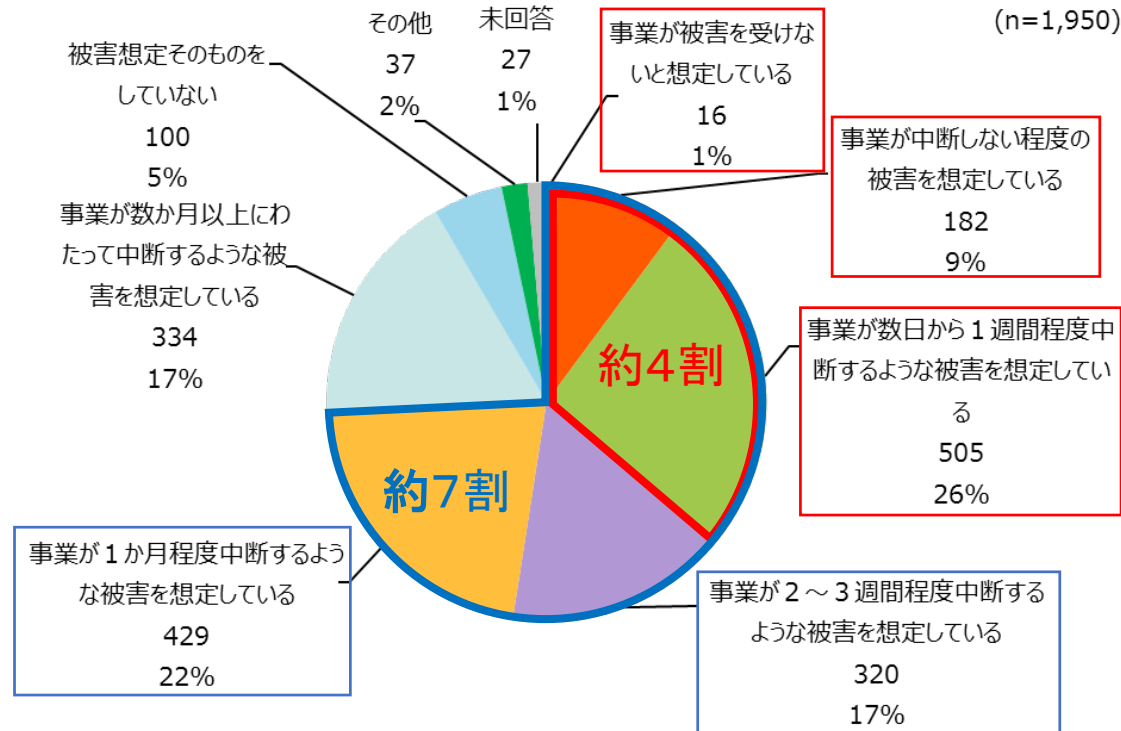
【早期復旧のための取組】

- ・ 非常用発電設備の整備、燃料確保訓練、物流センターにおける地下タンクによる燃料貯蔵【百貨店等】
- ・ 早期復旧に必要な資機材、食料、飲料、燃料、宿泊施設等の整備【ライフライン等】

大規模地震による事業中断期間の想定

- 各企業では、耐震化等の対策が進められており、大規模地震発生後の事業中断期間の想定は、1週間程度以内と回答した企業が約4割、1か月程度以内と回答した企業が約7割

被害想定の度合い



中部経済連合会等「企業の地震対策に関するアンケート」(H29.9)より

ヒアリングで得られた具体的意見:

【被害軽減のための取組】

- ・ 施設の耐震強化、通信設備の冗長化および電源強化【ライフライン等】(再掲)
- ・ 緊急地震速報を活用した設備の緊急停止【石油・化学】(再掲)

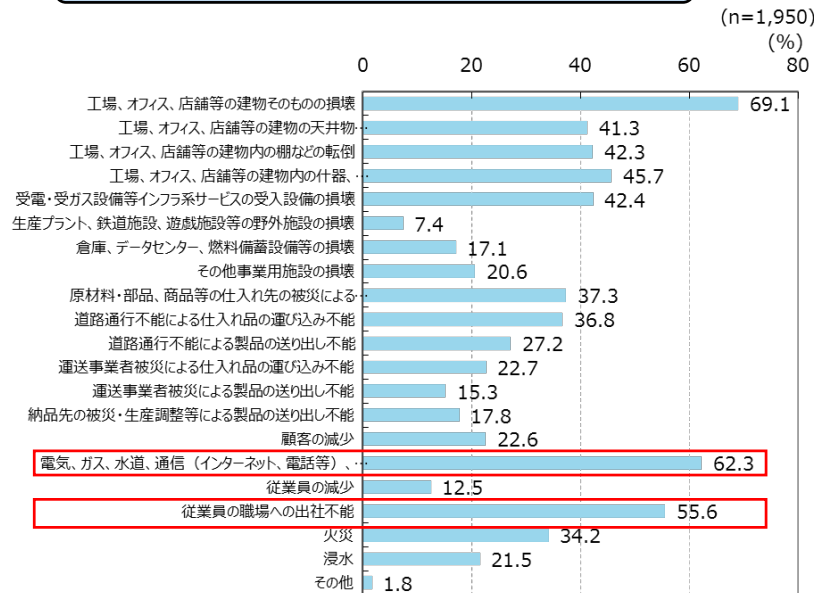
【早期復旧のための取組】

- ・ 非常用発電設備の整備、燃料確保訓練、物流センターにおける地下タンクによる燃料貯蔵【百貨店等】(再掲)
- ・ 早期復旧に必要な資機材、食料、飲料、燃料、宿泊施設等の整備【ライフライン等】(再掲)

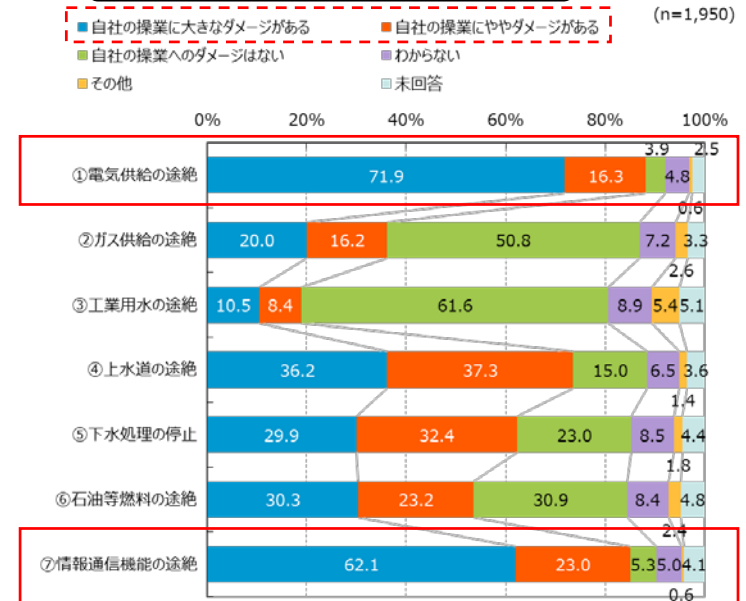
事業を継続するための条件

- 企業が事業を継続するためには、電力をはじめとしたライフラインの供給継続が不可欠
- 従業員の出社や物流確保のために鉄道・道路の確保も重要

事業を中断せざるを得ない事態



ライフライン途絶の影響



中部経済連合会等「企業の地震対策に関するアンケート」(H29.9)より

ヒアリングで得られた具体的意見:

【電力・ガス・水道等のライフライン】

- ・ 事業継続のために、電力、工業用水、保安用窒素の3つが重要【石油・化学】
- ・ 電力が送電停止となると、事業継続が困難となる【ライフライン等】
- ・ 通信インフラについて、正確な情報入手が遮断されると正しい判断ができなくなる【物流・建設等】

【鉄道・道路・港湾・空港等の交通機関】

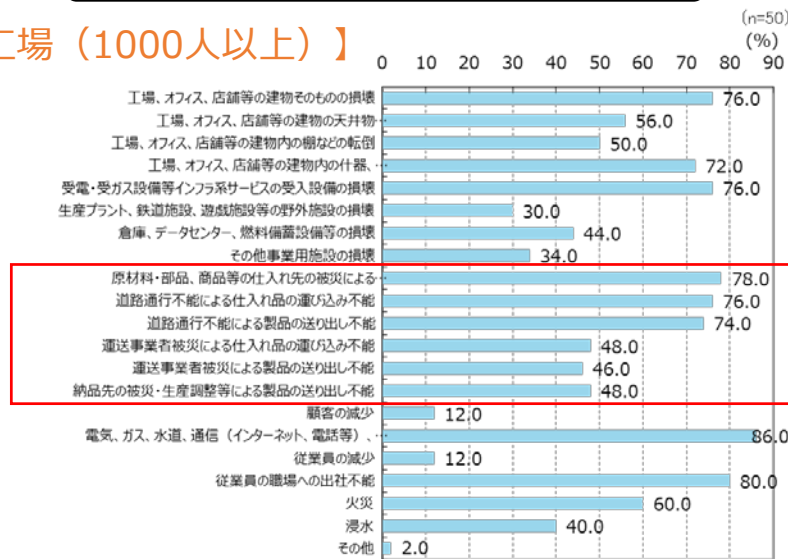
- ・ 従業員が通勤するための公共交通機関の確保が必要【各業種共通】
- ・ 輸送・運搬経路(陸海空)が途絶すると事業継続が困難【物流・建設等】
- ・ 鉄道などが止まると従業員やお客様の移動手段が変わるため、対応が変わる可能性がある【百貨店等】

地震対策の現状

- 大規模な工場においては、事業を中断せざるを得ない事態として、ライフラインや交通の寸断の他に、サプライチェーンの寸断を懸念する企業が多いが、小規模の企業ほど地震対策は進んでいない
- サプライヤー(仕入先)へ地震対策の実施の強制はできないという実態

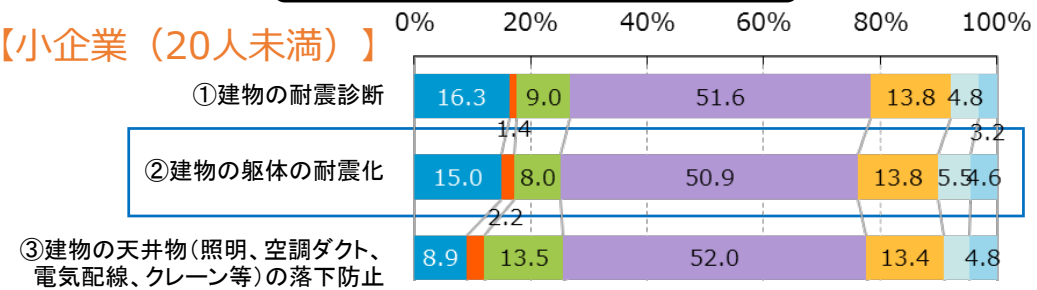
事業を中断せざるを得ない事態

【工場（1000人以上）】

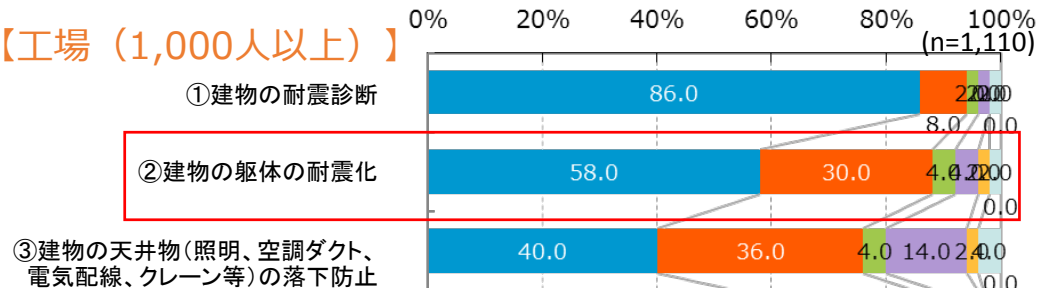


地震防災対策の実施状況

【小企業（20人未満）】



【工場（1,000人以上）】



中部経済連合会等「企業の地震対策に関するアンケート」(H29.9)より

■ 実施済み ■ 現在実施中である ■ 実施を検討中である ■ 実施できていない ■ 実施の必要がない ■ その他 ■ 未回答 (n=255)

ヒアリングで得られた具体的意見:

- ・ 小企業だと社長一代で終わりと考えて人命被害軽減などの対策の実践まで踏み込もうとしていない企業もある【大規模な工場】
- ・ 小企業では、どのような防災対策を実施すればよいかかわからないという話を聞く【大規模な工場】
- ・ サプライヤーの工場の立地条件と危険性を把握しており、仕入れ先にリスク軽減の依頼をしているが、強制することはできない【大規模な工場】
- ・ 長期に生産を止められず、操業しながらの耐震化は費用が嵩むことから、建屋の耐震化が事実上困難【中小企業】

- 施設点検等の事業を継続しながら実施可能な防災対応をとることは考えられるものの、平時からの地震対策の進捗と、南海トラフ地震情報の地震予測の確度を踏まえると、操業停止等の企業活動を大きく制限する対応はとらないという意見が多い

ヒアリングで得られた具体的意見：

【地震対策の進捗を踏まえた事業の継続】

- ・ 突発型地震を想定して対策を実施しているので、緊急地震速報などを活用しながら危険作業も続行【大規模な工場】

【南海トラフ地震情報の地震予測の確度を踏まえた事業の継続】

- ・ 南海トラフ地震情報の発表による社会状況の反応次第で対応は異なると考えられるが、通常通りの営業を前提【百貨店等】
- ・ 警戒宣言くらい確度が高くないと止めるわけにはいかない【ライフライン等】
- ・ 一度止めると再開に時間かかるため、相対的に可能性が高まっている状況では確定的な行動は難しい【石油・化学】
- ・ 体制は特に考えていない。予知ができないという前提なので、備えをしっかりと【ライフライン等】
- ・ お客様から発注が抑制されない限りは通常どおり活動を進めざるをえない【大規模な工場】
- ・ 確度の高い情報ではないので、どこまでやるのかわからない【石油・化学】
- ・ メーカーへの供給責任が果たせなくなるため、操業を停止させることはできない【中小企業】

【事業を継続しながら実施可能な防災対応】

- ・ 重要設備の点検や手順書の確認ぐらいしかできない【石油・化学】
- ・ 利用者の安全確保の観点から安全広報を実施する【ライフライン等】
- ・ 原則稼働継続だが、東海地震の調査情報発表時レベルのことは実施する【大規模な工場】
- ・ 安全の点検（稼働を止めずにやれる点検、通常やっている点検）や備えの確認を実施する【大規模な工場】
- ・ 施設・設備の点検や什器等の固定、ドア開閉の確認などを実施したり、ヘルメットの携行などを実施する程度である【物流・建設等】

- 被害軽減のためにどのような対策が考えられるかという問いに対しては、対策の実施状況等を踏まえた具体的な対応をあげた企業がある一方で、どのような対応をしていいかわからないとの企業もあった

表 考えられうる対応の例(ヒアリングより)

	耐震化の状況	津波浸水の可能性	考えられる対応
企業A	一部未耐震	物流ルートに含まれる	・未耐震の支店で扱う荷物を耐震化済みの支店で扱う ・輸送ルートを東名から新東名に変更する
企業B	一部未耐震	なし	・在庫が確保できる期間だけ、耐震化していない建屋への立ち入りを制限し、一部生産を中止する
企業C	実施済み	なし	・施設点検等を行うが事業継続 ・不急の業務の先送り
企業D	実施済み	あり	・施設点検等を行うが、それ以上は、確度が高くないため、どこまで対応して良いか分からない

- 対応のバラツキで混乱を招くおそれがあるため、防災対応を一斉に実施するしくみが必要
- 事業を継続するためにも、社会全体で対応の歩調を合わせることが必要

ヒアリングで得られた具体的意見:

【社会全体で統一的な対応の必要】

- ・ 対応にバラツキが出るため、防災対応を一斉に実施するしくみが必要【大規模な工場】
- ・ 社会全体で対応の歩調を合わせないと、対応にバラツキが出て、混乱を招く【大規模な工場】
- ・ 業界で対応の足並みを揃えて統一してほしい【大規模な工場】

【行政や地域の状況の影響】

- ・ 行政の対応状況によって対応は大きく左右される【大規模な工場】
- ・ 事業継続を考えているが、避難勧告等が発令されれば、避難等の対応を実施する【各業種共通】
- ・ 従業員が共働きの世帯では、学校・幼稚園・保育所が休校になると迎えに行かないといけなくなる【石油・化学】
- ・ 事業継続を考えているが、周辺地域の機能が止まっている状況の中で事業継続できるかは分からない【大規模な工場】

【鉄道・道路・港湾・空港等の交通機関の影響】(再掲)

- ・ 事業継続には、従業員が通勤するための公共交通機関の確保が必要【各業種共通】
- ・ 輸送、運搬経路(陸海空)の途絶すると事業継続が困難【物流・建設等】
- ・ 鉄道などが止まると従業員やお客様の移動手段が変わるため、対応が変わる可能性がある【百貨店等】

【電力・ガス・水道等のライフラインの影響】(再掲)

- ・ 事業継続のために、電力、工業用水、保安用窒素の3つが重要【石油・化学】
- ・ 電力が送電停止となると、事業継続が困難となる【ライフライン等】
- ・ 通信インフラについて、正確な情報入手が遮断されると正しい判断ができなくなる【物流・建設等】

（企業における防災対応）

- 大震法で地震防災応急計画の策定を求めている大企業では、中小企業と比較して相対的に耐震化や緊急地震速報を活用した対応等で予防的な対策が進んでいる
- このような地震対策の実施状況も踏まえ、地震発生の可能性を考慮すると、操業の停止等の企業活動を大きく制限する対応は取らず、事業を継続しながら実施可能な防災対応を取るという意見が多い
- 被害軽減のために考えられる対応は、防災対策の実施状況によって異なる

（事業継続のための必要事項）

- 事業継続のためには、中小企業を含むサプライヤー等サプライチェーン全体での統一的な対応や、従業員の通勤手段の確保のための鉄道の運行等が必要という意見がある

○ 中部経済界での検討を踏まえ、企業における防災対応を検討するにあたっては、以下の点について考慮すべきではないか

- 大震法で、警戒宣言が発令された時に企業が実施する防災対応は、主に人命の保全という観点から、企業として当然実施しなければならない措置を、一定の統一的な方針に基づき実施するものとされていたが、大震法制定時から予防的な対策が進捗していることから事業継続を基本としつつも、対策の内容や求められる基準が多様化している状況を踏まえると、人命の保全という観点からも、とるべき行動は企業によって異なるので、企業が自らどのような対応をとるか判断する事が適切と考えられる

大震法で地震防災応急計画の策定が義務付けられている事業者・管理者（第7条第1項）

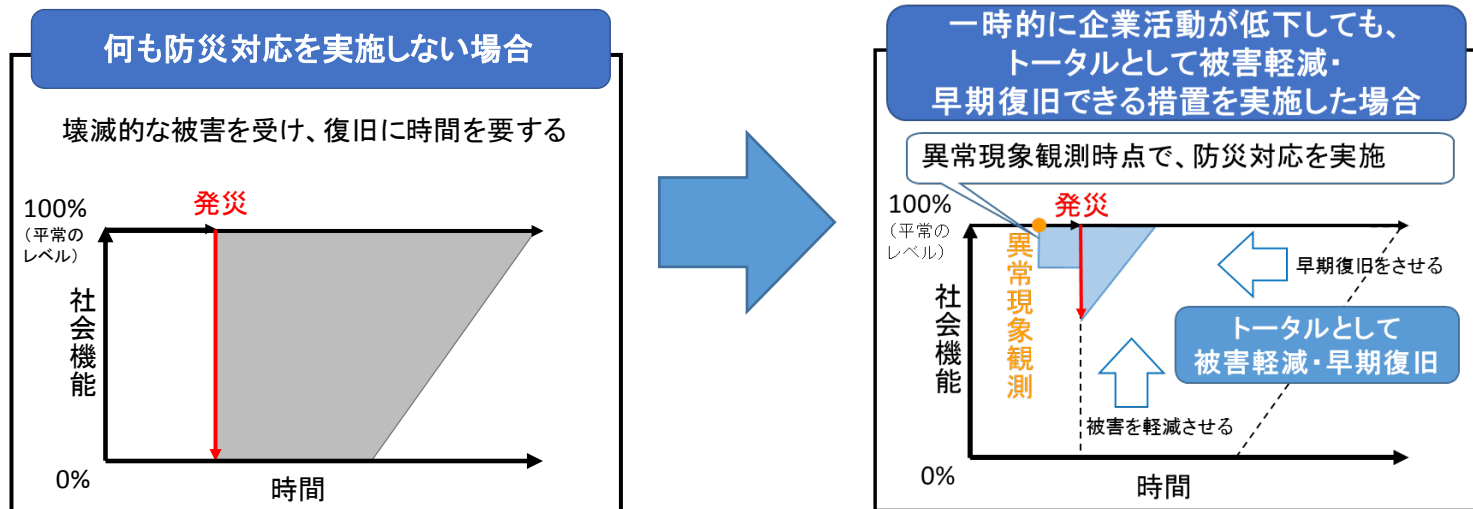
- ①病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
 - ・地震に伴い他に大きな被害をもたらす可能性を内在しているもの
鋳山、貯木場、人に危害を加える恐れのある動物がいる動物園、1000人以上の工場等
 - ・不特定ではないが行動能力に欠ける者等を多数収容にしているもの
学校、社会福祉施設
 - ・公益性が高く地震防災応急対策や災害応急対策を実施するうえで他に大きな影響を与える蓋然性がある
地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン

- 一方、大震法において対象地域の一部となっており、かつ、対策が精力的に進められている中部地方でも、南海トラフ地震情報についてまだ十分な理解が得られていないこともあり、どのような対応を取るべきか戸惑う声があったことを踏まえるべき
- さらに、各企業が適切な防災対応を実施しようとしても、外部要因（行政の対応、公共交通の稼働状況、ライフラインの状況、取引先企業の状況等）に影響を受ける可能性が高い
 - 鉄道が運行停止すると、従業員が出勤できず実質事業停止
 - 耐震化していない企業が事業停止すると、その影響が耐震化している企業にも及んでしまい、経済全体に波及する恐れ

- 各企業は、警戒レベルを上げて地震に備え、具体的にどのような防災対応をとるかは、それぞれが判断することを基本とし、国は、その防災対応の具体的な考え方を示すことが適切ではないか

「具体的な考え方」

- ① 多くの不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱い施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施
- ② 明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施
- ③ それ以外の企業についても、安否連絡方法の確認等の措置を実施
- ④ 事業継続にあたって、事前に何らかの措置を実施することで、地震発生時の企業活動への影響を減じることができ、トータルとして被害軽減・早期復旧できる場合は、その措置を推奨



○ 企業の防災対応の検討を推進するために、国が防災対応の検討の手順や考え方を示し、各企業に具体的に防災対応の検討を促すことが必要

- ・ 防災対応の検討を促すため、国が防災対応の検討の手順や考え方を示すことが必要
- ・ 国が示す防災対応の検討の手順や考え方には、企業ヒアリングや中経連アンケート等を踏まえ、企業が防災対応を検討する際に参考となる内容を、具体的に提示するとともに、以下のような留意点も提示
 - 南海トラフ地震情報について、企業の十分な理解が必要
 - 事業継続にあたっては、各企業の予防的な対策の実施状況に応じて、人命の安全確保に向けた対応の検討が必要
 - 住民、学校、ライフライン等の地域全体で連携した対応が必要

○ 東海地震を対象とする大震法は、確度の高い地震の予測を前提として防災対応を実施する仕組み

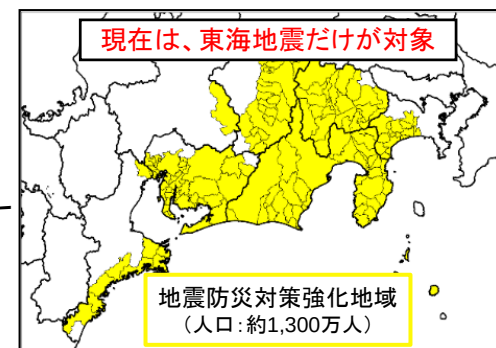
大震法に基づく地震防災応急対策の仕組み

昭和53年に、東海地震の切迫性の指摘と地震予知が可能であるとされたことを受けて立法

○ 地震防災対策強化地域の指定

大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域

(内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問し、関係都道府県知事に意見を聴いて指定)



○ 強化地域内の各主体は地震が予知された場合に実施する対策(地震防災応急対策)を自ら計画として作成

【基本計画】

(中央防災会議)

警戒宣言発令時の国の対応方針や、地方公共団体や事業者の計画の基本的考え方を規定

【強化計画】

(都道府県、市町村、指定行政機関、指定公共機関)

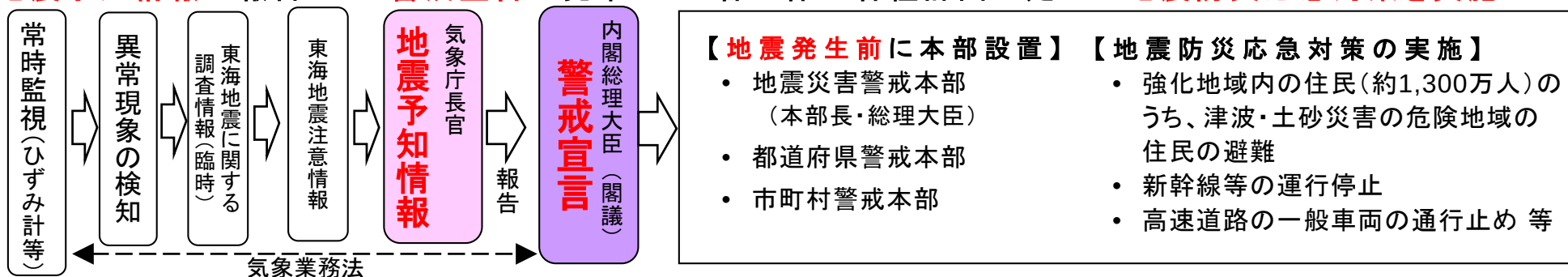
関係省庁、地方公共団体等が、警戒宣言発令時の避難勧告の発令基準等を規定

【応急計画】

(病院、百貨店、鉄道事業等の民間事業者)

民間事業者が、警戒宣言発令時に緊急的に実施する対策を自ら規定

○ 地震予知情報の報告 → 警戒宣言の発令 → 各主体は各種計画に定めた地震防災応急対策を実施



※ 地震財特法による、強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に補助規定あり

対策の義務付け	基本計画(国)	強化計画(静岡県)
要配慮者施設		
社会福祉施設関係	施設の種類や性格及び個々の施設の耐震性を考慮して個々に決定 【H15修正】耐震性を考慮することを明示	【H15修正】耐震性がない施設では家族へ引き渡し又は他施設へ移送、安全性の確保されている施設は入所を継続
幼稚園、小・中学校等	学校の状況に応じて決定	【H15修正】授業や保育等を中止し、帰宅や保護者への引き渡し等の、生徒等の安全確保措置
病院	【H15修正】個々の施設の耐震性を十分に考慮して決定	【H15修正】外来診療の中止、非耐震施設での患者の移送等
交通規制		
道路交通	強化地域への流入制限 強化地域内の走行制限 【H11修正】住民の日常生活影響等も考慮して、強化地域内の交通規制を実施するように明示	緊急輸送車両以外の車両の県内流入を極力制限 強化地域内の一般車両の走行抑制(走行車両は低速走行)
バス	運行停止その他運行上の措置	安全な場所に停車し、必要により乗客を避難
鉄道	運行停止(最寄りの安全な駅まで低速運転し停車) 【H15修正】津波の恐れがなく、震度6弱未満の地域は運行可	運行停止(最寄りの安全な駅まで低速運転し停車) 【H18修正】新幹線は6弱未満(名古屋以西)運行継続
航空	緊急輸送を除いて閉鎖	緊急輸送を除いて航空機の離着陸を原則停止
旅客船	港湾施設の利用が制限(船舶の入港制限、在港船舶の避難等規制の内容は、地域別に具体的内容を明示)された場合、津波による危険が予想される場合は発航禁止	安全な海域に避難又は津波の危険がない港に入港 警戒宣言中は発航禁止
その他		
百貨店・スーパー等	耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業可。 【H11修正】耐震性を有する小売店の営業が可能 【H15修正】耐震性を有する百貨店等の営業が可能	【H15修正】生活必需品や防災用品等を販売する施設であって、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合においては、営業可
金融(銀行)	【H11修正】必要な範囲内で、ATM等の営業の継続努力	【H13修正】ATM(予め定めた店舗に限る)を除き営業停止
通信設備の優先利用	通信の疎通が著しく困難になった場合、利用制限	防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続するため、必要に応じ一般通話の制限